

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	人事課職員支援室
委 託 業 務 名	令和 5 年度職員健康診断業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	労働安全衛生法及び同規則に基づく定期健康診断業務
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日
契 約 金 額	28,188,215 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市京町四丁目 3-28 〔名 称〕 滋賀県市町村職員共済組合
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	職員健康診断については、労働安全衛生法第 66 条第 1 項により事業主の実施義務となっている。 この健診の実施については、滋賀県市町村職員共済組合が共同事業として各市町の健康診断を担っており、また、同組合の事業である成人健康診断等と同時実施が可能となるため、受診が 1 回で対応でき安価で行えることができるとともに、健診結果データを一括して管理することで事後フォローも迅速かつ的確に行えることから同組合と随意契約するものである。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 <b>(2)</b> 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策  
随意契約については、別途公表をしています。